

【5月17日説明会】ホームページの問合せフォームからの質問・回答

No.	ご意見・ご質問		回答
	種別	内容	
1	質問	【学区として定着している】というのはどこに根拠があるのでしょうか？ 当時の経緯は複雑過ぎてそれを理解しろというのが難しいです。 【今】の各地区のそれぞれの総意をアンケートをとるなどして、再確認してください。当時から状況が大きく変わっているのに、当時の総意で決まっているから変更できない、はやはりおかしいと思います。	みどりの学園義務教育学校が開校した平成30年度以降、現在に至るまで、みどりの学園義務教育学校及びみどりの南小学校の通学区域において、区会等からも個人からも通学区域変更に関する意見や要望は届いていない状況です(みどりの南小中学校開校時の学区分割に関する要望を除く。) また、みどりの南小学校区については、谷田部南小学校も選択可能としており、就学時健康診断等で周知もしておりますが、学区変更を行う事例は少数に留まりっています。 このような現状から、みどりの学園義務教育学校及びみどりの南小学校の学区に関しては、意識が定着していると考えており、アンケート等につきましても、現時点では実施の予定はございません。 なお、ご質問いただいた各地域の住民基本台帳(4月10日時点)における児童数は、根崎地区3名、古舘地区1名、みどりの東地区171名です。
2	質問	今は自治会などに入られない世帯も多いかと思いますが、そういった方の意向はどのように確認されていますか？1にも挙げましたが、【当時の総意】は【現在の地区の総意】ととれる割合なのでしょうか？ そもそも、根崎や古舘、みどりの東など近隣の地区に児童は何人いるのかデータで示してください。	以下、参考として、学区設定の経緯を記載します。 当時の学区設定の経緯としては、みどりの地区(萱丸一体型特定土地区画整理事業)の人口増に伴う、谷田部小学校・谷田部中学校の児童生徒数増に対応するため、みどりの学園義務教育学校の新設が検討されました。平成27年度に学区審議会に通学区域について審議し、みどりの地区の一体性の観点等から、「みどりの1丁目、みどりの2丁目、みどりの中央、みどりの南、みどりの東」を通学区域案とする答申を受けました。その後、住民説明会等を行う中で、平成29年1月に根崎地区全世帯からの署名付きで、みどりの学園義務教育学校の通学区域に根崎地区を加えることに関する要望書が教育委員会に提出されました。学区審議会の答申や地域要望等をもとに、通学区域について教育委員会で審議し、みどりの学園義務教育学校の通学区域案に根崎地区を加えた形となりました。
3	質問	小規模特認校の先例3校に、具体的なメリットデメリットの調査を行った上、結果をご教示ください。デメリットに関しては、本校で起きた場合の対応策も併せて示してください。	説明会でお示した先例3校に加え、小規模特認校を有する市町村に調査をしました。 まず、メリットについては、「少人数であるため、きめ細かな指導を受けることができる」「特色ある教育が受けられる」という点が挙げられました。 デメリットについては、「クラス替えができない」「中学校へ進学した際の人間関係構築に係る不安」が挙げられました。 クラス替えがないことへの対応策として、つくば市の小規模特認校の特色でもある異学年での生活や学習を通して、児童同士が日頃から学年を超えた関わりもつことで、社会性を育めるよう支援してまいります。また、複数学年に複数の教員が関わることで、一人一人のよさを伸ばせるようにします。 また、中学校へ進学した際の人間関係構築に係る不安については、多様な他者(異学年、地域、外部人材)との関わりをもつことを通して協働力等を育むことで、中学校生活を円滑にスタートできるように支援します。 さらに、学園内小学校と学校行事の一部を合同で実施し交流を深めることや、中学生との交流の場も設定することを予定しています。